

牧之原市競争入札参加者の資格に関する要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定に基づき、市が発注する工事又は製造の請負、工事に係る測量、調査、設計若しくは監理の委託並びに役務の提供及び物品の製造の請負、買入れ及び売払い（不用品の処分に限る。以下同じ。）に係る競争入札参加者に必要な資格について定めるものとする。

(資格審査の区分)

第2条 競争入札の参加資格の審査を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次に掲げる申請区分ごとに別に定めるところにより市長に申請しなければならない。

申請区分	契約の種類
建設工事	建設工事の請負
建設工事関連業務委託	建設工事に係る測量、調査、設計、監理等の業務の委託
物品製造等	物品の製造の請負、買入れ及び売払い、借入及びリース
役務	役務の提供

(資格審査申請に必要な要件)

第3条 申請者は、次の各号に掲げる要件を備えていなければならない。

- (1) 施行令第167条の4（第167条の11第1項により準用する場合を含む。）の規定に該当しないこと。
- (2) 建設工事に係る申請者にあつては、次の要件を満たしていること。
 - ア 建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の29第1項に基づく総合評定値を請求していること。
 - イ 事業協同組合（中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づいて設立されたもの。）の場合は、経済産業局長が行う官公需の受注に係る適格組合証明又は継続官公需適格組合証明を受けていること。
 - ウ 共同企業体の場合は、その構成員のそれぞれが要件を具備しているほか、別途必要と認める要件を定めた場合は、当該要件を満足していること。
 - エ 次に掲げる届出の義務をすべて履行していること（当該届出の義務がない場合を除く。）。
 - (ア) 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出
 - (イ) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出
 - (ウ) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出
- (3) 建設工事以外の区分に係る申請者にあつては、法令上必要とされる許可、認可等を受けていること。
- (4) 法人税（個人事業主の場合は所得税）並びに消費税及び地方消費税の滞

納がないこと。

(5) 市が課する全ての税の滞納がないこと。

(6) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等（個人である場合にあっては当該個人をいい、入札参加資格者が法人である場合にあっては当該法人の役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員等（牧之原市暴力団排除条例（平成 24 年条例第 18 号。以下「条例」という。）第 2 条第 2 号及び第 3 号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者（以下同じ。））であると認められる者

イ 暴力団（条例第 2 条第 1 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる者

ウ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用したと認められる者

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して財産上の利益の供与又は不当に優先的な取扱いをする等直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められる者

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員等と密接な関係を有していると認められる者

（資格審査の申請）

第 4 条 資格審査の申請をしようとする者は、次の各号に定める書類を提出しなければならない。

(1) 一般競争（指名競争）参加資格審査申請書

(2) 市税完納証明書

(3) 法人税（個人事業主の場合は所得税）並びに消費税及び地方消費税の納税証明書

(4) 委任状（必要がある場合）

(5) 暴力団排除に関する誓約書（様式）

(6) その他市長が指示する書類

2 申請の時期、方法その他必要な事項は、市長が別に定める。

（資格審査の登録）

第 5 条 市長は、第 4 条に規定する申請があったときは、資格審査を実施し、適当と認めるときは、希望業種区分ごとに有資格者名簿に登録するものとする。

2 資格の有効期間は、登録日から次の定期資格審査により認定された資格の有効期間の開始日の前日までとする。

3 定期登録は、2 年に 1 回実施するものとする。

（格付）

第 6 条 市長は、有資格者名簿に登録された者（以下「有資格者」という。）のうち、建設工事区分で資格の申請した者については、次に掲げる工事の種別ごとの金額に対応する等級に格付するものとする。

等級	土木一式工事	建築一式工事	電気工事	管工事	解体工事
----	--------	--------	------	-----	------

A	700 万円以上 5,000 万円未満	3,000 万円以上 5,000 万円未満	500 万円以上 5,000 万円未満	1,000 万円以上 5,000 万円未満	2,000 万円以上 5,000 万円未満
B	500 万円以上 5,000 万円未満	700 万円以上 5,000 万円未満	300 万円以上 2,000 万円未満	500 万円以上 3,000 万円未満	200 万円以上 2,000 万円未満
C	200 万円以上 1,000 万円未満	200 万円以上 3,000 万円未満	200 万円以上 500 万円未満	200 万円以上 500 万円未満	
D	200 万円以上 500 万円未満				

(合併等による特例申請)

第7条 合併等により当該営業を継承した者又は相続等により当該営業を継承した者は、別に定めるところにより、その都度、資格審査の申請書を提出することができるものとする。この場合において、申請することができる者は、有資格者に限るものとする。

2 前項の申請による有効期間は、第5条第2項を準用する。

(更生手続及び再生手続中の事業者の取扱い)

第8条 市長は、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は更生手続開始の決定を受けた者及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は再生手続開始の決定を受けた者（以下「更生手続等事業者」という。）については、当該事実のみにより入札参加資格を制限しないものとする。

(入札参加の可否の判断)

第9条 市長は、更生手続等事業者を入札に参加させようとするときは、当該事業者の契約履行能力について、次に掲げる事項を総合的に審査するものとし、審査の結果、契約の適正な履行が確保されると認められるときは、入札参加を認めるものとする。

- (1) 更生計画又は再生計画の認可の有無及びその内容
- (2) 資金繰りの状況及び金融機関の支援状況
- (3) 技術者、従業員等の確保状況及び施工体制
- (4) 過去の契約履行実績（更生手続又は再生手続開始後のものを含む。）
- (5) 管財人、監督委員その他の関与状況
- (6) その他契約の履行確実性に関し必要と認める事項

2 前項の審査の結果、契約の適正な履行が確保されないおそれがあると認められるときは、入札参加を認めないことができる。

3 第1項の審査による有効期間は、第5条第2項を準用する。

(変更等の届出)

第10条 有資格者は、有資格者名簿に登録された事項について変更があったときは、速やかに市長に届け出るものとする。

(廃業等の届出)

第11条 有資格者が、合併、廃業等により参加資格を失ったとき、又は参加資格を辞退するときは、速やかに市長に届け出るものとする。

(有資格者名簿からの抹消等)

第12条 市長は、有資格者が次の各号のいずれかに該当するときは、有資格者名簿から抹消するものとする。

- (1) 第3条に規定する要件を満たさなくなったとき。
- (2) 死亡したとき（個人事業主の場合）。

- (3) 廃業したとき。
- (4) 合併又は破産等により消滅又は解散したとき。
- (5) 申請内容に虚偽があったとき。
- (6) 有資格者から抹消の申し出があったとき。

(資料提出等の請求)

第13条 市長は、必要があると認めるときは、この告示に定めるもののほか、申請者に対し、資料の提出、提示又は説明を求めることができる。

(その他)

第14条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和8年4月1日から施行する。

(競争入札に参加する者に必要な資格の廃止)

- 2 競争入札に参加する者に必要な資格(平成18年牧之原市告示第41号)は、廃止する。

(経過措置)

- 3 この告示の施行の際現に競争入札に参加する者に必要な資格に基づく手続その他の行為は、この告示の相当規定による手続その他の行為とみなす。

附 則

この告示は、令和8年5月1日から施行する。

様式

誓 約 書

私は、以下に掲げる者に該当しないことを誓約します。また、参加資格確認のため、必要な官公庁への照会を行うことについて、承諾いたします。

- 1 役員等が暴力団員等であると認められる者
- 2 暴力団又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる者
- 3 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用したと認められる者
- 4 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供与し又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められる者
- 5 役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

年 月 日

牧之原市長

所在地又は住所
商号又は名称
代表者の職・氏名

⑨